

第 1 条 この規程は、和泉市立郷荘中学校 PTA（以下、本会という）規約（以下、規約という）第 49 条に定める慶弔費用関係について規定する。

第 2 条 本会は、以下に定める慶弔関係費を「和泉市立郷荘中学校 PTA 一同」名で支出できる。

（弔事）

第 3 条 本会は、次に挙げる弔事に対し定める金額を支出できる。

- | | | |
|------------------------------|----------|-------|
| (1) 本校生徒が死亡したとき | 20.000 円 | および供花 |
| (2) 本校教職員が死亡したとき | 20.000 円 | および供花 |
| (3) 本会会員が死亡したとき | 10.000 円 | および供花 |
| (4) 本校教職員、本会実行委員会の実父母が死亡したとき | | 供花 |
| (5) 郷荘校区小学校 PTA 会長が死亡したとき | 5.000 円 | |
- 2 前項(1)号、(2)号、(3)号、(4)号の香料、供花については、原則として、本部役員が参列して供えることとする。前項(5)号は、会長が参列して供えることとする。
- 3 供花代は時価とし、その手配については参列する会員に本会が委託できるものとする。
- 4 遠隔地の場合、供花を弔電に代えることができる。

（その他）

第 4 条 本会は、次の各号に定める金額を支出できる。

- | | |
|----------------------|---------|
| (1) 本会会員の家族に災害が起きたとき | 5.000 円 |
|----------------------|---------|
- (2) その他必要と認められるときは、本部役員が協議の上相当額を支出できる。
- 2 前項第(2)号については、会長はその結果を次回総会において報告し、承認を得、その事例を本規程に加えることを本部役員会および実行委員会で検討しなければならない。

第 5 条 本会会員および本校生徒が第 3 条、第 4 条に定める金額・供花等を得た場合、返しはしないものとする。

（規程改正）

第 6 条 本規程の改正は、規約第 35 条に定める総会の議決によって行う。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成 29 年 4 月 22 日から施行する。

和泉市立郷荘中学校 PTA 慶弔申請書

申請日：平成 年 月 日

和泉市立郷荘中学校
PTA 会長殿

(本人 ・ 代理人) <いずれかに○印>

申請者：_____

保護者 ・ 教職員 <いずれかに○印>

下記の通り、慶弔関係について連絡し申請いたします。

記

<該当者>

会員名：_____

生徒名：_____ 学年および組： 年 組

<該当自由> (事由発生日：平成 年 月 日)

・弔事 第3条 (該当の番号に○印)

- (1) 本校生徒が死亡したとき
- (2) 本校教職員が死亡したとき
- (3) 本会会員が死亡したとき
- (4) 本校教職員、本会実行委員会の実父母が死亡したとき
- (5) 郷荘校区小学校 PTA 会長が死亡したとき

・その他 第4条

- (1) 本会会員の家族に災害が起きたとき
- (2) その他必要と認められるとき → 事由：_____

特記事項：_____

*代理人による申請でも結構です。必要事項を記入し PTA 本部役員へご提出下さい。